

令和6年度第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

令和6年4月24日（月） 10:00～12:00

宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

1 開会

進行

- （開会宣言）ただ今から、令和6年度第1回宮城県教科用図書選定審議会を開会する。

2 教育長挨拶

進行

教育長挨拶
(代 副教育長)

- 開会にあたり、宮城県教育委員会 佐藤靖彦教育長が挨拶を申し上げる。
- このたびは、令和6年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただいたことに、厚くお礼申し上げます。

本審議会は県教育委員会が設置する教科書採択に係る諮問機関であり、市町村教育委員会が行う採択事務について、県教育委員会が指導、助言、援助を行うに当たり、御意見を伺うものである。

教科書は、学校教育の中で、主たる教材として位置付けられ、児童生徒が学習を進める上で大変重要な役割を果たすものである。このため、教科書採択においては、関係法令に基づき、適正かつ公正に行われることが極めて大切である。

併せて、採択権者の判断と責任により、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たす必要があり、教科書採択の公正性、透明性の確保が強く求められている。

県教育委員会としては、改めて教科書採択に係る法令や通知等を踏まえ、教科用図書のもつ意味の重要性に鑑み、教科書採択の公正確保の徹底が図られるよう、市町村教育委員会と共に万全を期していく。委員の皆様の御理解と御協力をお願いする。

今年度は、中学校で使用する教科用図書並びに特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択基準や、専門委員が調査研究を行い、作成する選定資料等について、御審議をいただくことになる。

県教育委員会としては、当審議会の意見を踏まえ、採択基準、選定資料等の必要な資料を精査・徹底し、市町村教育委員会等に対して、指導、助言、援助を行っていく。

委員の皆様には、限られた時間の中での御審議となる。ぜひ、忌憚のない御意見、御指導を賜るようお願い申し上げます、挨拶とする。

3 会議の公開について

進行

- 審議に入る前に「会議の公開」についてお諮りする。事務局から説明する。

事務局

○ 審議会の公開について説明する。

資料1ページに記載のとおり、情報公開条例第19条の規定により、審議会は原則公開と定められている。

ただし、「非公開情報が含まれる事項について審議等を行う会議を開催する場合」や、「会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる場合」には、「会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる」とされている。

このことから、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開とするか、非公開とするかを決定することになる。

ただ今申し上げた規定を前提に考えると、本日の会議の内容は、中学校及び義務教育学校後期課程と特別支援学校及び特別支援学級において、令和7年度に使用する学校教育法附則第9条に基づく、教科用図書の採択基準を御審議いただくものであることから、特に非公開情報には該当せず、公開が適当であると考えます。

ただし、委員の皆様の所属や個人名等については、公開されると、外部からの働き掛けが想定されるなど、教科用図書の採択基準について、公正、円滑な審議が阻害され、執行に支障が生じると認められることから、情報公開条例第8条第1項第7号に該当し、公開しないこととすることが適当であると考えています。

また、5月21日に予定されている第2回審議会については、審議内容の中で、出版社ごとの図書の特徴等について、具体的な審議が行われることから、採択の公正を確保する意味で、審議については非公開が適当と考えています。

まとめると、『第1回審議会は、委員の所属、氏名、顔写真や撮影等、委員個人を特定できる情報を除き公開』『第2回審議会は、議事については非公開』が適当である」と考えています。

なお、審議終了後の会議資料及び議事録については、説明申し上げたような支障がなくなると想定される採択終了後、発言者の氏名を含め、公開することが適当であると考えています。以上、御審議いただきたい。

進行

○ ただ今説明のあった「公開の件」についてお諮りする。

(9番委員から事務局案に賛成の意見)

<委員賛同>

進行

○ 賛同いただいたので、「第1回審議会は委員の所属、氏名、顔写真や撮影等、委員個人を特定できる情報を除き公開」「第2回審議会は、議事については非公開」とする。これで会議の公開についての審議を終わる。

4 委員長及び副委員長選出

- 進行 ○ 委員長、副委員長の選出に移る。当審議会の規程では、審議会に委員長1人及び副委員長1人を置くことになっており、それぞれ委員の互選によって定めることとしている。暫時の間、どなたかが仮議長になり、互選を進めていただきたい。どなたにお願いしたらよいか。
(8番委員から事務局一任の声)
- 進行 ○ 事務局一任という声があったので、事務局から申し上げる。
事務局 ○ 3番委員にお願いしたい。
仮議長 ○ 委員長、副委員長選出の仮議長を務めさせていただく。どなたか、推薦願いたい。
- 高橋委員 ○ 委員長には幅広い視点から審議会全体の運営に当たっていただけるよう、15番委員を御推薦申し上げる。
副委員長には、学校教育全般にわたり識見の高い、17番委員を御推薦申し上げる。
- 仮議長 ○ ただ今、推薦をいただいた。委員長に15番委員、副委員長に17番委員をお願いしてよろしいか。
- <委員賛同>
- 仮議長 ○ それではよろしくお願ひしたい。これで私の務めを終わらせていただく。
進行 ○ 15番委員、17番委員には、委員長席、副委員長席に御移動願ひたい。
○ 委員長から一言挨拶をいただく。
- 委員長 ○ 委員の皆様には、年度始めのお忙しいところ参集いただき感謝。教科用図書選定に関する事という重要な役割である。精一杯務めさせていただく。

5 諮問

- 進行 ○ それでは、委員長及び副委員長に、当審議会において御審議いただく事項について諮問する。
- 副教育長 ○ 諮問
令和7年度使用教科用図書の採択について（諮問）
このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律昭和38年 法律第182号第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求めます。
- 1 中学校用教科書採択において、令和7年度から使用する各教科の教科書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
 - 2 特別支援学校及び特別支援学級において、令和7年度に使用する教科用図書（学校教育法の規定に基づく教科用図書）の採択基準及び選定資料並

びにその他指導助言等に関する事項

○ 理由書

義務教育諸学校で使用される教科用図書の採択は、4年ごとに行われ、今年度は、令和7年度から使用される中学校並びに義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における教科書の採択年度となっている。市町村教育委員会等への適切な指導助言等に資するために、全教科において、教科書の採択基準及び選定に必要な資料を作成する必要がある。

また、特別支援学校及び特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に基づく教科用図書、いわゆる絵本や図鑑等の一般図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条において、4年に一度採択するという規定から除かれており、毎年度採択基準が審議されている。よって、本年度においても、令和7年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定に必要な資料を作成するものである。

このような状況を踏まえ、公正で適正な教科書採択に万全を期すために、教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項について、様々な観点から総合的に御検討いただくことを諮問する。

進行

- 審議いただく事項については、ただいま諮問したとおりである。以後、審議に入るが、審議会規程により、審議会の議長は委員長に務めていただく。なお、副教育長は他の公務のため退席させていただきます。

6 審議 (1) 諮問事項について

委員長

- それでは、審議の(1)の「諮問事項について」の審議に移る。諮問事項の前に、事務局から説明があればお願いします。

事務局

- 諮問事項1の説明の前に、教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針について説明する。資料2ページを御覧いただきたい。図1にあるように、小学校用教科書と中学校用教科書については、4年おきの採択となっている。

一方、図にはないが、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、毎年度採択することになっている。これらのことから、表1にあるように、令和6年度は、中学校・義務教育学校後期課程の教科用図書と、毎年度採択の特別支援学校及び特別支援学級で令和7年度に使用する教科用図書のみの採択となる。

資料3ページを御覧いただきたい。これは市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の流れを表したものである。教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律によ

り採択にあたっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることになっている。宮城県の採択地区は、4ページにあるように六つの地区に分かれている。

5ページと6ページを御覧いただきたい。5ページは県立中学校の採択の流れ、6ページは県立特別支援学校小中学部の採択の流れを表したものである。県立中学校及び県立特別支援学校における教科用図書の採択については、県教育委員会が行うことになっている。

次に資料の7ページを御覧いただきたい。教科用図書選定審議会の役割と設置について説明する。

採択に関する県教育委員会の任務については、第10条にあるように、「県教育委員会は義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に対し、計画し、実施するとともに市町村教育委員会等が行う採択に関する事務について、適切な指導助言又は援助を行う」義務を有することが法律に定められている。

また、教科用図書選定審議委員会の設置についても、第11条に、「県教育委員会は指導助言または援助を行おうとする際、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならない」とされており、本日の審議会の設置根拠と諮問機関としての役割が示されている。法律に基づき、県教育委員会では9ページの教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、10ページにあるように、審議会規程を定めているところである。

続いて別紙1を御覧いただきたい。令和7年度使用教科用図書の採択事務日程について説明する。本日は第1回の審議会となり、県教育委員会からの「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」の諮問を受け、審議していただく。

次に、本日の審議内容を踏まえ、中学校は5月8・9・10日の3日間、特別支援は5月7・8・9日の3日間、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により、選定資料を作成する。

5月21日第2回審議会では、提出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に5月30日に委員長より県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として、審議会の答申をもとに、教科用図書の採択基準や選定資料を、市町村教育委員会、及び採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図る。

各採択地区協議会においては、6月中旬から7月にかけて採択地区協議会を開き、独自に調査研究を行い、8月中には、教科用図書の採択を決定することになる。また、出品された教科用図書を一般に公開するとともに、採択

関係者による調査研究のために、6月14日から7月31日までのいずれかの日の連続した14日間、県内で教科書展示会を行う。

なお、県立特別支援学校及び県立中学校については、別日程になっている。6月から7月にかけて、特別支援学校では学校ごとに、県立中学校では教科用図書選定調査委員会が調査研究を行い、特別支援学校は採択検討会議を、県立中学校では教科書採択に係る審査委員会を経て、県教育委員会へ報告され、県教育委員会が採択を決定することになる。

続いて、教科書の採択に係る基本方針について説明する。別紙2の「教科書の採択に係る基本方針」を御覧いただきたい。これは宮城県の教科書採択の拠り所となるものである。平成27年度に、教科書採択の重要性に鑑み、第1回教科用図書選定審議会において策定されたものを、第2期宮城県教育振興基本計画が定まったことを踏まえ、平成29年度に一部修正し県教育委員会としての教科書採択の方針を明確に示したものである。

この「教科書の採択に係る基本方針」は、校種にかかわらず、県内の公立学校で使用する教科書の採択について基本的な方針5点を示したものである。

1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定めた目的や理念を受けたものである。

2点目は、本県の教育振興基本計画や、各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択を意図したものである。

3点目から5点目は、法令等に示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、適正かつ公正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したものである。

なお、「第2期宮城県教育振興基本計画」については、新学習指導要領の実施や教育機会確保法に基づく児童生徒への支援、教育DXの推進などの、計画期間中に生じた状況変化に対応するとともに、本県の課題である学力、体力、運動能力の向上、不登校児童生徒への支援の充実・強化を図るために中間見直しを行い、令和6年3月に「第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）」を策定している。基本方針の「2」に示されている「目指す姿」は、改訂版の内容を受けたものであると押さえている。

この方針に則り、諮問書の中で申し上げた事項を諮問したいと考えている。教科用図書採択制度、教科書の採択に係る基本方針についての説明は以上である。

委員長

○ 採択の流れ、基本方針についてここまでよろしいか。

諮問事項1 中学校

委員長

- では、諮問事項 1、中学校各教科について事務局から願います。

事務局

<採択基準案を配布>

- まず、令和 7 年度使用、中学校教科用図書の採択基準について御審議いただく。教科用図書の採択基準とは、選定資料を作成するための観点を示すもので、採択基準に基づいて専門委員が教科用図書の専門事項の調査にあたる。
- ただいま、令和 7 年度使用中学校教科用図書の「各教科」と「特別の教科道徳」の採択基準案を配付した。
- 道徳については、特別の教科という特性を踏まえ、その他の教科とは分けて採択基準案を示した。
- はじめに、別紙 3 各教科の採択基準案を御覧いただきたい。
採択基準は、「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の大きく 4 つの項目から構成されている。
- 令和 2 年度の採択基準から改めたところについて説明する。「3 学習と指導に関すること」の(3)について、改める前は、「児童の多様な個性や能力に広く対応できるか。」という記述だったが、「児童の多様な個性や能力に広く対応するとともに、児童が自己の学びを調整しながら学習できるよう配慮されているか。」とした。
- 令和 3 年答申では、目指すべき新しい時代の学校教育の姿として「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が提言され、児童生徒が自己調整しながら学習を進めていくことができるよう指導することの重要性が指摘されている。
- 昨年度の小学校の採択基準と同様、現行の学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」を展開するため、子供自身が学習の目標や教材について理解し、計画を立て、見通しをもって学習し、その過程や達成状況を評価して次につなげることができるような工夫がなされているかという観点とした。
- 今回の採択の対象となる全ての教科用図書には、二次元コードを活用した学習者用デジタル教材が導入されているが、デジタル教材の内容は調査・検討の対象外であることを踏まえ、3 の(5)の内容に変更は加えていない。
- 中学校英語については、令和 6 年度以降、学習者用デジタル教科書が紙の教科書と併せて配付される予定となっているため、今年度の採択では考慮の一事項とすることが認められている。英語の教科書の調査・検討に当たっては、3 の(2)と(3)の内容を踏まえて、デジタル教科書も調査の対象と

し教科用図書の選定資料を作成したいと考えている。

- 続いて、「特別の教科 道徳」の採択基準案を御覧いただきたい。この採択基準案は、令和2年度の採択基準案を基に、昨年度の小学校道徳の採択基準との関連を踏まえて示している。
- 令和2年度の内容から見直した点は、「3 学習と指導に関すること」の(2)である。令和2年度版では、「生徒の経験や興味を大切に、学習の動機付けや主体的・対話的で深い学びができるように配慮されているか。」としていた。昨年度の審議会での意見と協議を受け、「学習の動機付け」の意味合いは、主体的・対話的で深い学びに内包されていると捉えられることから、「各教科」と「特別の教科 道徳」との文言を同一にし、現行の学習指導要領で示された表現を生かした記述で採択の基準にと考えた。

なお、各教科の採択基準との違いは、「3」の(1)である。道徳科の目標で求められる学習について示し、「(1) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習が進められるよう配慮されているか」としている。

以上、令和7年度中学校使用教科用図書の「各教科」と、「特別の教科 道徳」の採択基準案について説明した。御審議をお願いする。

委員長

- まず、別紙3各教科について審議、続いて別紙4道徳について審議する。
- それぞれ「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の4つの項目に分かれている。基準となる重要なものなので、項目ごとに丁寧に進めていきたい。
- まずは、各教科等の「1 内容に関すること」について、御意見を頂きたい。

橋元委員

- 社会の変化や進展に沿っている。賛成。

委員長

- 次に、「2 組織と配列に関すること」について、いかがか。

寺田委員

- 現在の状況に合致している。異論なし。賛成。

委員長

- 次に、「3 学習と指導に関すること」について、(3)の表現が変わったと説明があったが、いかがか。

小澤委員

- 事務局からの説明からもあったように、(3)自分の学びを調整しながら学習という文言が非常によい。適切であると考えます。

委員長

- 「4 表現と体裁等に関すること」について、いかがか。

伊藤委員

- 1、2、3を生かした形になっている。中学生の発達段階を慎重に考慮しながら、深い対話ができる子供たちに育成されているのか、それを刺激するような教材の配列があるのかを重点的に見ていきたいと考える。中学生の発達段階が人生の中で大きく飛躍的に成長するときである。論理的・外面的・科学的に考察する思考を促すような教科書を待ちたいと考える。表現と体

- 委員長 裁、ここが実行されなければならない。
- 委員長 ○ 他の御意見はいかがか。
- 委員長 ○ では次に、道徳についての審議に移る。まず、「1 内容に関すること」について、いかがか。
- 菅井委員 ○ 学習指導要領に編集されているところということで、異論はない。適切であると考えてる。
- 委員長 ○ 「2 組織と配列に関すること」について、いかがか。
- 紺野委員 ○ 事務局案で適切であると考えてる。
- 委員長 ○ 「3 学習と指導に関すること」について、いかがか。
- 長谷部委員 ○ 事務局案で適切であると考えてる。
- 委員長 ○ 「4 表現と体裁等に関すること」について、いかがか。
- 浅野委員 ○ 事務局案でよいと思うが、多様性、例えば聴覚・視覚等、支援が必要な方への教科書も今後必要であると考えてる。
- 委員長 ○ 貴重な御意見に感謝。
- 委員長 ○ 「内容に関すること」から「表現と体裁等に関すること」まで御意見をうかがってきたが、他の委員から何か改めて御意見は。
<意見なし>
- 委員長 ○ では、各教科等・道徳の採択基準については、これでよろしいか。
<一同賛同>
- 委員長 ○ よろしければ、この採択基準をもとに専門委員会で選定資料を作成する。
- これで諮問事項1についての審議を終える。
- 次に、諮問事項2について、事務局から願います。

諮問事項2 一般図書

事務局

<採択基準案を配布>

御審議いただき、「県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、令和7年度に使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択基準」について御説明申し上げます。

ここでいう、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法「第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書」のことであり、例えば、このような(2～3冊実際に見せる)絵本や図鑑などである。

これらの本は、街の書店で通常売られている本なので、「一般図書」と呼ばれている。

なお、小・中学校の教科用図書は、通常4年に一度の採択だが、附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、4年に一

度採択するという規定から除かれており、毎年度、採択基準が審議されている。この後、御審議いただくのは採択基準でこれに基づいて専門委員が専門事項についての調査に当たり、選定資料を作成する。

採択基準案については、教科用図書の選定に当たり考慮すべき事項4項目、「1 内容に関すること」「2 組織と配列に関すること」「3 学習と指導に関すること」「4 表現と体裁等に関すること」を示している。御審議をお願いする。

- 委員長 ○ 説明にあった一般図書採択基準について、それぞれ「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」の4つの項目について一つ一つ審議する。
- 委員長
大枝委員 ○ 1の「内容に関すること」について、いかがか。
○ 特別支援教育で大切にされている文言等が盛り込まれており、事務局案でよろしい。
- 委員長 ○ 他の委員の皆様よろしいか。
＜意見なし＞
2の「組織と配列に関すること」について
- 岩倉委員 ○ 問題なく適切であり、案のとおりでよろしい。
委員長 ○ 他の委員の皆様よろしいか。
＜意見なし＞
3の「学習と指導に関すること」について
- 高橋委員 ○ (1)から(5)に至るまで大切な観点を入れながら基準が盛り込まれており、この案で異論はない。
- 委員長 ○ 他の委員の皆様よろしいか。
＜意見なし＞
4の「表現と体裁に関すること」について
- 半澤委員 ○ (1)から(5)まで事務局の案でよろしい。
委員長 ○ 他の委員の皆様よろしいか。
＜意見なし＞
- 小澤委員 ○ 4の(3)のところ、活字の大きさや「字形」と表記されているが中学校の方では「字体」となっている。よろしいか。
- 事務局 ○ 「字形」と「字体」については、令和3年度の審議会では話題になったことがあり、事務局で精査した。字体は、明朝体やゴシック体といったフォントの考え方になるが、「字形」とは文字の太さや大きさ、平べったさなどそのようなことも含めて、文字の字形という文言で調整した。
- 委員長 ○ 今の回答でよろしいか。
小澤委員 ○ 専門委員の方々にも、そこがきちんと伝わるようにし、理解した上で検討

- をさせていただきようをお願いしたい。
- 事務局
委員長
- 専門委員にもそのことを伝えて選定に当たるようお願いする。
 - 他の委員の方いかがか。
表現と体裁に関すること以外のところでいかがか。
- 伊藤委員
- 特別支援学校及び特別支援学級というくくりになるが、発達障害の問題を抱えている子供たちが大変多くなっている。教育界では、「個別最適な学び」がどの学びの場でも実現することとなっている。今の少子化時代における、これからの日本におけるということを考えると大事に扱っていかなければならない。私学では、特別加配ということもないので教職員たちが自力で特別支援の子供たちへの教育力を付けていくという状況になっている。個別最適な学びの教科書として広く公開されることが必要だと思う。感想として申し添える。
- 委員長
小澤委員
- 他の委員の方いかがか。
 - 4の(3)の「一般的には色彩、印刷は鮮明で見やすいか」ということは非常に大事にされるが、発達障害の中の視覚的な認知の問題を抱えているお子さんの中には、鮮明であること、コントラストが強いことがかえって認知のしにくさを招いている場合がある。様々な子供たちの特性に対応できるようなものを広く採択していただくことが望ましい。
- 事務局
- それらを専門委員に伝えて、教科書を採択するときに片方に偏ることなく多様な子供たちの学びに対応できるような教科書を採択できるようにして参りたい。
- 委員長
永野委員
- 他の委員の方いかがか。
 - 表現と体裁に関することについて他の教科や道徳にはない、(5)「製本は体裁が良く堅ろうであり、安全や環境に配慮されているか」というところに安全という言葉を入れていただいている。保護者の立場からみて、教科書を使うときを想定し、安全という言葉を入れていただいているのはありがたい。
- 委員長
- 他の委員の方いかがか。
保護者の立場から18番委員いかがか？
- 平吹委員
- この採択基準で結構かと思う。ただし、不登校の子供たちがどうしても学校に耐えられなくなった理由の一つとして学校の授業についていけないということもある。児童生徒たちが興味を持って関心の湧くような図書の採択をお願いしたい。不登校の子供たちが、自宅でも学習しようかなというわくわく感が生まれるような教科書を採択してもらいたい。
- 委員長
高城委員
- 19番委員いかがか。
 - 提示していただいている採択基準案に異論はない。一般図書をはじめ特別

支援学級に関してもそれぞれに考えていただいている内容になっている。異論はない。

委員長
菅原委員 ○ 13番委員いかがか。
○ 事務局案に異論はない。時代に応じた学習指導要領を意識したものになっていると考える。

委員長
松崎委員 ○ 14番委員いかがか。
○ 事務局案に異論はない。「個別最適な学び」が進むよう、また不登校児童生徒のためのものとなっていただきたい。

委員長
金田委員 ○ 16番委員いかがか。
○ 事務局の案で異論はない。
これまでの議論をお聞きし、事務局の案の中にたくさんの大事な点が含まれているということも分かった。専門委員の方たちにしっかり伝わっていくようにしていただけるといいなと考える。

副委員長 ○ 特別支援に関して、毎年審議がなされていて、大分採択基準も洗練されてきていると思う。この内容でよい。先ほど3番委員からもご意見があったとおり、ここに例えば4の(3)で鮮明で見やすいかどうかということについて、具体的にどういったものがお子さんにとって見やすいのかというところは障害が重度・多様化してきているだけに様々な特性があることを踏まえ、専門委員の方々には多様な視点から選んでいただけるように伝えていただきたい。

委員長 ○ この採択基準を基に、専門委員会で選定資料を作成ということによろしいか。
<委員同意>
○ では、これで諮問事項2についての審議を終える。
○ これを基に専門委員会で選定資料の作成ということにする。
○ なお、審議会規定第4条で「専門委員は委員長の命により専門事項の調査に従事する」とあるので、本日の内容を事務局から伝えていただくようお願いする。

6 審議(2)その他

委員長 ○ 審議事項3「その他」について、何か御意見はあるか。
<意見無し>
○ これについては特にないようなので、事務局にこれからのことについてお願いする。

事務局 ○ 「第2回選定審議会の日程」についてお諮りする。事務局としては、次の

会を、5月21日（火）午後1時30分から午後3時30分まで、本日と同じ会場で、開催させていただきたいが、いかがか。

- なお、当日は、教科用図書の見本を審議会中に御覧いただく時間も設定するが、委員の皆様には、出版社ごとの教科書の特徴等を踏まえた上で、選定資料等を御審議いただくことから、審議が始まる前に教科用図書の見本を手にとって御覧いただく時間を設ける。
- 見本は、会場となるここ第一会議室を早めに開放し、御覧いただく。詳しい御案内については、後日、郵送にてお知らせするので、よろしく願います。
- 特に御異議がなければ、次回は5月21日（火）午後1時30分から開催する。
- 以上で、本日の審議を終わらせていただく。

委員長

委員長

7 閉会

進行

義務教育課長

- 本田史郎義務教育課長がお礼の挨拶を申し上げる。
- 本日は、令和7年度使用教科用図書の採択に係る審議事項について、委員の皆様には大変熱心に御審議いただき感謝申し上げます。今回は、中学校及び特別支援学校、特別支援学級で使用する教科書の採択基準を審議していただいた。本日頂戴した御意見をもとに事務局で再度検討し、その後、専門委員に確実に伝え、調査研究を進めてまいりたい。

本日、開会の挨拶で副教育長が申し上げたとおり、教科書は学習の主たる教材であり、子供たちの学びに大きな役割を果たすものとする。自立した学習者の育成を目指し、子供たちの学びの充実したものとするために、どのような教科書を使わせるかということは、重要な意味を持つものである。

次回の審議会では、教科書を直接御覧いただき、専門委員会からの調査報告について御審議いただく。次回も本日同様、皆様のそれぞれの専門的見地から御意見を賜るようお願い申し上げ、閉会の挨拶とする。

進行

事務局

- ここで、事務局より連絡がある。
- 本日使用した資料には、審議委員の皆様以外には公開できない資料も含まれている。採択の公正を期すためにも、本日配付しました資料及び審議内容や審議中のメモなどについては、公開が可能となる期日までそのお取扱いに十分御留意いただきたい。

閉会